

平成 18 年 2 月 27 日

[適用指針]

企業会計基準適用指針公開草案第15号

-
- 法人名 : 農林中央金庫
 - 部 署 : 企画管理部
 - 役 職 : 部長
 - 名 前 : 半田邦博
-

■コメント:

(1)(第26項)について①

同項案文においては、特定目的会社以外の参照先の信用リスクにかかるデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品について、その元金回収にかかる確実性の尺度として、当該複合金融商品が「複数の格付機関よりダブルA格相当以上を得ているような場合」と例示されており、かかる要件が満たされた場合において一体処理が認められるとしている。しかしながら、このような商品の中には、必ずしも複数の格付機関から格付が付与されているとは限らず、単独の格付機関から格付が付与されているケースが少なくない。また、この場合でも、複数の格付機関から格付が付与されているケースに比べて、元金回収の確実性が著しく劣化しているとは言えず、適用要件として「複数の格付機関」である必要はないと判断される。従って、本案文(例示)から「複数の格付機関」から「複数の」を削除いただきたい。

(2)(第26項)について②

同項案文に記載のとおり、格付機関における「ダブルA格相当」が、「元金が保全される高い信用格付け」であることに異論はないが、一方で「トリプルB格相当」以上の信用格付けにおいては、各信用格付け間で元金回収の確実性に大きな乖離が存在する訳ではない。むしろ、「元金が保全される高い信用格付け」の例示としては、格付機関も投資適格であるとしている「トリプルB格相当」以上とするのが適当であると考ええる。

また、「高い信用格付けを有しなくなった場合」には区分経理に移行することとしているが、例えば、一旦、信用格付けが下がり、その後、格上げされるようなケースにおいて、その都度、会計処理を変更するようなことは、会計処理方法の安定性を欠き、実務上の負荷も大きいことから、信用格付変更の影響が抑えられるような措置が必要であると考ええる。

(3)(第27項)について①

物価連動国債について、「その他有価証券とした場合には、他の債券と同様に、まず償却原価法を

適用する」としているが、金利調整差額を特定のうへ、当該差額による損益を償還までの各期に配分する償却原価法の趣旨・方法からして、金利調整差額が特定されない(償還金額が変動する)本商品を償却原価法の対象とすることに大きな矛盾が生じており、償還金額が変動する債券は償還有価証券に該当しないものとして償却原価法の対象外としている税務上の取り扱いとも齟齬が生じる。また、市場動向等によって每期変動する償還金額や想定元金額を元にした償却額の算出は、財務運営上の不確実性を助長し、その安定性を大きく損ねることも懸念されるため、現実的には受入困難である。従って、物価連動国債への償却原価法の適用は強制ではなく任意適用としたうえで、各投資家の投資目的や財務運営に沿った適切な処理(償却により損益計上する方法あるいは評価差額を資本直入する方法)が選択可能な余地を残すべきである。

(4)(第27項)について②(経過措置の設定)

今回の物価連動国債にかかる会計処理の変更については、変更前の処理基準を前提とした投資保有者にとっては、当初期待していた会計上の損益にかかる経済効果を歪め、当該商品に対する投資目的を大きく転換することが必要となる。従って、かかる保有者を想定した経過措置については、当然に検討・導入されるべきであり、次のような処理を適用開始時点の既保有債に認めるべきである。

- ① 今回の会計処理変更については、適用開始以降に購入した分についてのみ適用することとし、適用開始時点における既保有債については、従来の会計処理の継続適用を認める。
- ② 定額法を採用する場合は「(適用開始年度末の想定償還元本一簿価)－(適用開始前年度末の想定償還元本一同簿価)」を償却対象とする。これは、従来の会計処理上は期待インフレ率の変動分を損益上の効果の一つとして認識するものが、今般の変更で期待インフレ率の変動の有無に関わらず、一定程度の損益を認識する手法に変更されることで、当年度損益に焦点を当てた商品性が大きく変化することに対する経過的な措置として導入する。
- ③ 利息法もしくは定額法を適用する場合には、適用開始年度期初の連動係数を「1」と換算し、以降の連動係数はかかる換算を前提とした値(具体的には適用開始年度期初の本来の連動係数で除した値)を持って各期末の連動係数と認識のうえで償却額を計算する。これは、新制度スタート時において実現する損益上の効果について、連動係数が「1」である新規発行時からと同様となる点で妥当なものと判断される。

(5)(第27項)について③

物価連動国債の償却原価法にかかる計算方法について、「期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法なども含まれる」と例示されているが、本案文は「設例2」にあるような「想定元金額」と「取得原価」が一致するような場合(購入単価100円)にのみ適切であり、両者がかけ離れたケース(例:オーバーパー(アンダーパー)で購入)では、実質金利(物価連動債利回り)の変動による金利調整差額を購入初年度にオーバーパー(アンダーパー)分も含めて償却するとも受け取れ、現行の記載内容および設例では、本方法の趣旨・正確な処理内容が判然としない。当該例示については、

当年度保有期間(前期末から当期末もしくは当年度取得時から当期末)における連動係数の変動部分を当期の償却額として明示するよう「当年度保有期間における連動係数の変動分を金利調整差額の償却額として認識する方法なども含まれる」との記載に改めるべきであり、「想定元金額」と「取得原価」が一致しないようなケースを想定した設例の明示も必要である。なお、当該方法における既保有債については、適用開始年度直前の連動係数をもって計算を開始する。

(6)(第29項)について

本適用指針の適用時期を平成18年4月1日以後開始する事業年度としているが、本会計処理の変更は、償却原価法として利息法を採用する場合のように適用年度当初から、システムの担保された堅確な事務処理が求められるケースが少なくない。また、変更にあたっては、かかるシステム対応とともに当該会計処理変更の内容・ルール・特徴や変更後の財務的な影響、投資実務上の留意点等に関して広く社内に浸透させたいうで、適格な業務の遂行・意思決定を担保するだけの十分なリードタイムが必要である。従って、強制適用時期を平成19年4月1日以後開始する事業年度としたうで、かかる実務上の課題やノウハウ蓄積への対応期間を設定するべきである。

(7)全般について

本公開草案の案文内の複数箇所において「例示」が採用されており、かかる考慮は案文内容の理解深化といった点において利がある反面、実務上のメルクマールとして例示に沿った厳格な運用が適用されるケースが多く、例示の記載内容については、かかる影響も考慮のうで慎重にご検討いただきたい。

以 上